

 <p>©2010熊本県くまモン#熊本支援</p>	<p>一般社団法人 日本ボーイスカウト熊本県連盟</p> <h2 style="text-align: center;">「豪雨災害支援隊」情報</h2>	<p>No. 1</p> <p>発信日 2020. 07. 27</p>
--	---	--

私達は「7月豪雨災害」に対してどんな支援活動が出来るのか？

熊本県連盟は臨時理事会(7/26)で次の決議をし、各団の皆様とともに活動を始めます。

【決議】

一般社団法人日本ボーイスカウト熊本県連盟は、令和2年7月に熊本県内（主に、荒尾市・小国町・人吉市・球磨地域・八代市・芦北津奈木地域）で発生した豪雨災害にあたり、支援対策を円滑かつ適切に遂行する為に特別委員会（支援対策チーム）を結成して、ボーイスカウトの特性を生かした活動を行う。特別委員会は、被災地情報を収集整理して状況を判断し、情報発信及び活動促進を図る。

※特別委員会（支援対策チーム）の結成

熊本県連盟に理事会を中心とした災害支援のための特別委員会を設置する。

委員長を、岡本光昭理事（西部地区委員長）に委嘱、委員は理事や団指導者に委嘱する。（別紙参照）

熊本県連盟内や全国の都道府県連盟、日本連盟への情報発信や受信を一元管理し、災害地のニーズに対応できる体制を作る。

特別委員会の名称を「豪雨災害支援隊」と称する。

※特別委員会は【決議】に沿って、次のことを取り決めます。

① 支援の方法

- 1) 災害ボランティアセンターが必要とする支援内容を収集・整理して、県内各団へ協力要請を行う。
- 2) 支援に必要な情報は、委員長に集約して1本化を図り「豪雨災害支援隊」の組織的な活動を行う。
- 3) 熊本県連盟ホームページに「災害支援特設ページ」を設けて、随時情報発信を行う。
場合によっては、日本連盟に情報発信を依頼して都道府県連盟に対して支援を呼びかけを行う。

② 活動の方法

- 1) 「ボーイスカウト」を称して行う活動は、本委員会へ届書を提出し、終了後に報告書の提出が必要です。
- 2) 団が計画して活動を行う場合も、上記(1)の書類提出が必要です。また、安全に十分な注意を払うこと。
- 3) 本委員会が要請する活動に参加する有志に、規程に沿って費用の一部を支給することができます。

③ 安全管理

災害支援活動を行う者は「ボランティア活動保険」に加入しなければならない。

（ボランティア保険はボランティアセンターを経由した活動にのみ適用されます。）

ボランティア活動は、安全管理に十分な注意を払って行うこと。

負傷・事故等が発生した場合は、速やかに本委員会へ報告すること。

以上

※支援隊組織図を次ページに掲載します。

ボーイスカウト熊本県連盟・豪雨災害支援隊 組織図

2020. 07. 23

